

茨木市まちづくりアドバイザー派遣要綱

(目的)

第1 この要綱は、市民等で構成される団体からの要請に応じ、まちづくりに関する専門家（以下「まちづくりアドバイザー」という。）を派遣し、まちづくりに関する知識の普及やまちづくり活動への支援を行うことにより、市民主体のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(対象団体)

第2 まちづくりアドバイザーの派遣の対象団体は、市内に在住又は在勤するおおむね10人以上の者で構成された団体とする。

(対象となる事項)

第3 まちづくりアドバイザーの派遣の対象となる事項は、市民による自主的、主体的なまちづくり活動に関する事項とする。

(派遣の要請)

第4 派遣を要請する団体は、茨木市まちづくりアドバイザー派遣申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第5 市長は、前項の規定による要請があったときは、その内容を審査し、まちづくりアドバイザーの派遣の承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定するまちづくりアドバイザーの派遣の承認又は不承認について、茨木市まちづくりアドバイザー派遣承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により要請者に通知するものとする。

(まちづくりアドバイザーの派遣)

第6 市長は、第5の規定によりまちづくりアドバイザーの派遣を承認したときは、都市計画、建築計画その他まちづくりに関する専門的な識見を有する者のうち、第4に規定する派遣要請の内容に適任と認める者をアドバイザーに選任し、派遣するものとする。

(助言の内容)

第7 まちづくりアドバイザーは、市民の自主的なまちづくり活動を支援するため、次の助言等を行うものとする。

- (1) まちづくりの制度、手法等についての指導・助言
- (2) まちづくりに関する情報の提供、技術的な観点からの助言
- (3) その他、市民主体のまちづくりに関する助言

(報告)

第8 まちづくりアドバイザーの派遣を受けたものは、その内容等を、茨木市まちづくりアドバイザー派遣報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

（派遣経費）

第9 まちづくりアドバイザーの派遣に要する経費は、予算の範囲内で市が負担する。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

様式第1号

茨木市まちづくりアドバイザー派遣申込書

年 月 日

(提出先) 茨木市長

所在地

団体名 (代表者名)

茨木市まちづくりアドバイザーの派遣を、次のとおり申し込みます。

テ ー マ	
内 容	
希望時期	年 月 (具体的な日時については、アドバイザーと調整の上、決定します。希望時期をご記入ください。)
場 所	
参加予定 人数	

※ テーマ、内容については、派遣アドバイザー決定に必要ですので、できるだけ具体的にご記入ください。

様式第2号

茨木市まちづくりアドバイザー派遣承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

茨木市長

年 月 日付けで申し込みのありましたまちづくりアドバイザー派遣については、下記のとおり（承認・不承認）を決定しましたので、通知します。

派遣日時	
派遣場所	
派遣アドバイザー	
不承認の理由	

様式第3号

茨木市まちづくりアドバイザー派遣結果報告書

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地

団体名 (代表者名)

まちづくりアドバイザーの派遣結果について、次のとおり報告します。

派遣日時	
派遣場所	
派遣アドバイザー	
参加人数	
アドバイスの内容	
成果 (感想)	
今後の取組み	

※必要があれば、別紙に記入してください。